

令和3年度 静岡県薬物乱用対策推進方針



静岡県薬物乱用対策推進本部

令和3年5月策定

表紙は、令和2年度薬物乱用防止ポスター・標語コンテスト
ポスター入賞作品（中学生の部） 最優秀受賞
牧之原市立榛原中学校 3年 落合 陽菜 さんの作品

目 次

I	基本的な考え方	1
II	薬物情勢	4
III	薬物乱用対策推進方針	5
	方針の柱1 広報及び啓発活動の推進	5
	（1）学校における薬物乱用防止教育及び啓発活動の推進	
	（2）地域社会における薬物乱用防止啓発活動の推進	
	（3）大麻乱用防止のための広報及び啓発活動の推進	
	方針の柱2 取締り及び監視指導の徹底	9
	（1）薬物事犯の取締りの徹底	
	（2）危険ドラッグ対策の徹底	
	（3）麻薬等取扱施設への監視指導の徹底	
	方針の柱3 薬物問題を抱える人への支援の徹底	11
	（1）薬物依存者及びその家族への支援の充実	
	（2）相談体制の充実強化	
	（3）適切な医療保護対策の実施	
IV	参 考 （ 薬 物 情 勢 ）	13
	1 薬物乱用の状況	13
	2 覚醒剤乱用の状況	14
	3 大麻乱用の状況	18
	4 危険ドラッグ乱用の状況	20
	5 MDMA等錠剤型合成麻薬乱用の状況	21
	6 シンナー等有機溶剤乱用の状況	22
	7 静岡県における薬物相談の状況	23
V	資 料	25
	第五次薬物乱用防止五か年戦略の概要	26
	「第五次薬物乱用防止五か年戦略」フォローアップの概要	27
	使用形態が変化した薬物等	29
	静岡県薬物乱用対策推進本部設置要綱	30
	静岡県薬物乱用対策推進本部体系図	34

I 基本的な考え方

1 方針の趣旨

静岡県内における薬物情勢は、平成 23 年以降、覚醒剤等の薬物事犯の検挙者数は減少傾向を示しているものの、依然として高い水準で推移している。

令和 2 年の覚醒剤事犯の検挙者数は 208 人と薬物事犯全体の 54.5%を占めており、乱用薬物の中心は、依然として覚醒剤である。また、覚醒剤事犯の再犯率は 76.0%と高く、その依存性の強さが浮き彫りとなっている。

一方、令和 2 年の大麻事犯の検挙者数は、覚醒剤事犯に次いで多く、163 人と平成 26 年の 56 人から 6 年連続で増加し、平成 26 年から約 3 倍となっている。さらに、大麻事犯全体の検挙者数に占める 10 代・20 代の青少年の割合は 67.5%と高く、極めて憂慮すべき状況にある。これは、インターネット等で、「有害性がない」等の誤った情報が氾濫していることが大きな要因であり、青少年が誤った認識で安易に大麻に手を出しやすい状況にあるとの指摘がある。

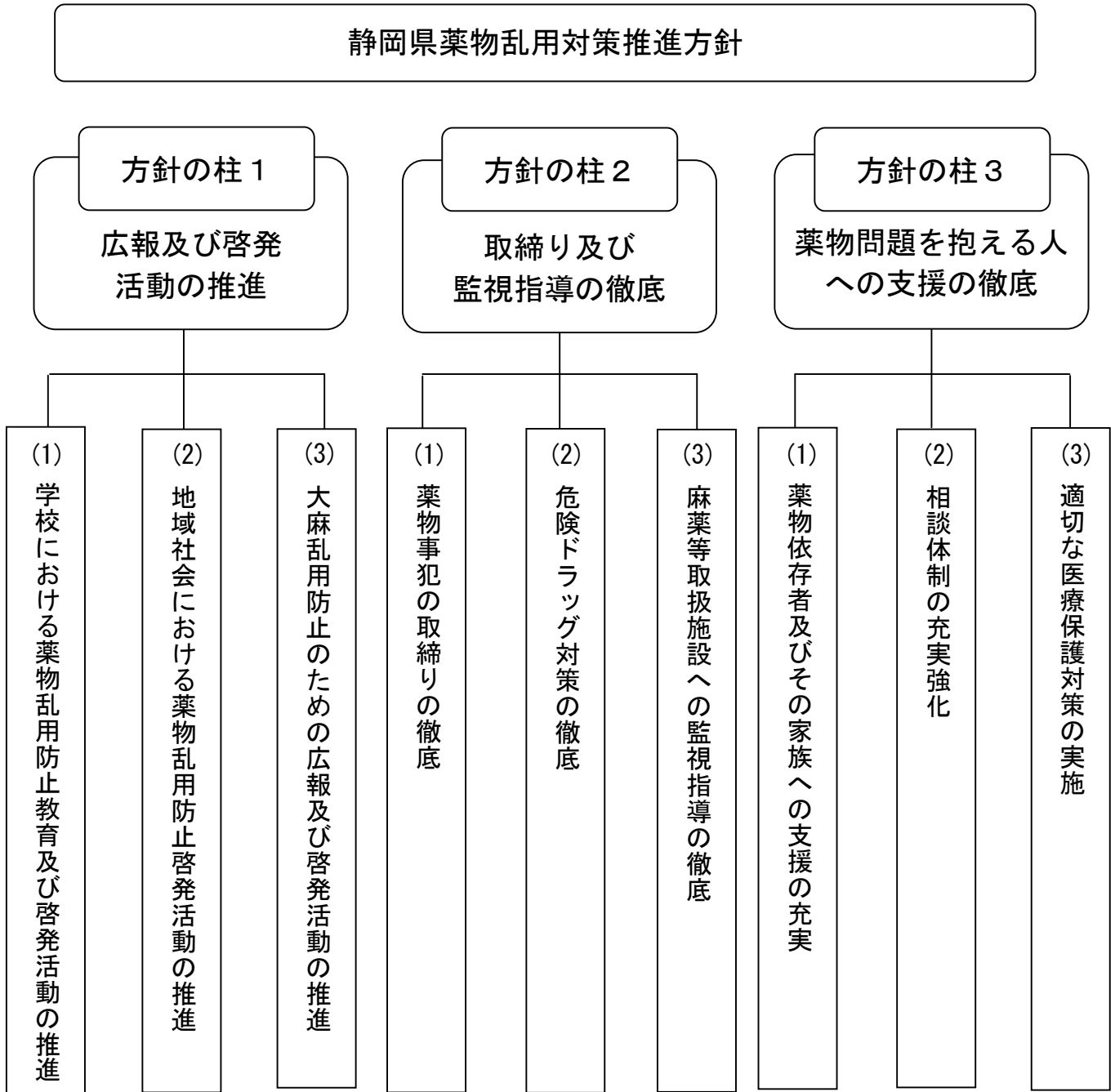
また、最近は大麻リキッドや大麻ワックスなど、これまでにない形態の大麻の流通が確認されているほか、インターネットや SNS を利用した取引などにより、販売形態が巧妙化、潜在化するなど、薬物乱用を取り巻く状況は、さらに深刻化している。

このような状況を踏まえて、国が策定した第五次薬物乱用防止五か年戦略と整合を図りつつ、本県の実情に応じた今年度の薬物乱用防止に関する基本的な方針を定めるものである。

県民の安全・安心な生活を守るため、静岡県薬物乱用対策推進本部の下、関係機関が連携し、総合的に本県の薬物乱用対策を推進する。

2 方針の構成

本方針では、「広報及び啓発活動の推進」、「取締り及び監視指導の徹底」及び「薬物問題を抱える人への支援の徹底」を3つの柱に掲げ、その柱の下に、9つの取組の方向と56の具体的な取組を設定している。



3 実施機関

知事戦略局	広聴広報課
くらし・環境部	県民生活局県民生活課
スポーツ・文化観光部	総合教育局大学課
	総合教育局私学振興課
健康福祉部	福祉長寿局地域福祉課
	障害者支援局障害福祉課
	生活衛生局薬事課
経済産業部	就業支援局労働雇用政策課
	就業支援局職業能力開発課
	農業局農業ビジネス課
	水産・海洋局水産振興課
教育委員会	健康体育課
	社会教育課
警察本部	生活安全部少年課
	刑事部組織犯罪対策局薬物銃器対策課
厚生労働省	
東海北陸厚生局麻薬取締部	捜査第二課

Ⅱ 薬物情勢

1 令和2年における全国の薬物情勢

- 薬物事犯の検挙者数は、14,079人（前年比+715人）と前年より僅かに増加した。
- 覚醒剤事犯の検挙者数は、8,471人（前年比-113人）と平成30年以降連続して1万人を下回った。また、再犯率は69.4%（前年比+3.1ポイント）と14年連続で過去最高を更新した。
- 大麻事犯の検挙者数は、5,034人（前年比+713人）と7年連続で増加し、過去最多を更新した。また、検挙者のうち、10代・20代の青少年が占める割合は68.1%（前年比+8.9ポイント）であった。
- 麻薬及び向精神薬事犯のうち、占める割合が最も高いMDMA等合成麻薬の検挙者数は、201人（前年比+119人）と前年より増加した。
- 危険ドラッグの検挙者数は、150人（前年比-32人）と前年に引き続き減少した。

2 令和2年における静岡県内の薬物情勢

- 薬物事犯の検挙者数は、382人（前年比+2人）と前年より僅かに増加した。
- 覚醒剤事犯の検挙者数は、208人（前年比+1人）と前年より僅かに増加した。また、再犯者数は158人と検挙者全体の76.0%を占めており、過去10年間で最大となった。
- 大麻事犯の検挙者数は、163人（前年比+16人）と6年連続で増加しており、前年に引き続き過去最多を更新した。10代・20代の青少年の検挙者数は110人（前年比+48人）と検挙者全体の67.5%（前年比+25.3ポイント）を占めており、過去10年間で最大となった。一方、初犯者数は135人（前年比+23人）と検挙者全体の82.8%（前年比+6.6ポイント）となった。
- 麻薬及び向精神薬事犯のうち、MDMA等合成麻薬の検挙者数は、2人（前年同）となった。
- 危険ドラッグの検挙者数は、3人（前年比-8人）と前年より減少した。

Ⅲ 薬物乱用対策推進方針

方針の柱 1 広報及び啓発活動の推進

<取組の方向>

- (1) 学校における薬物乱用防止教育及び啓発活動の推進
- (2) 地域社会における薬物乱用防止啓発活動の推進
- (3) 大麻乱用防止のための広報及び啓発活動の推進

(1) 学校における薬物乱用防止教育及び啓発活動の推進

- 重点** ○ 小学校、中学校及び高等学校において、薬学講座の全校実施を推進する。
【私学振興課、健康体育課、少年課、薬物銃器対策課、薬事課】
- 重点** ○ ライオンズクラブの協力の下、大学及び専修学校等において、新入生等を対象とした薬物乱用防止講習会を開催する。
【少年課、薬物銃器対策課、薬事課】
- 小学校、中学校、高等学校や、各種研修会、講習会に講師を派遣し、薬物乱用の危険性を訴える啓発活動を実施する。 【東海北陸厚生局麻薬取締部】
- 中学生、高校生を対象とした「薬物乱用防止ポスター・標語コンテスト」を実施するとともに、入賞作品等の展示会を各地で開催する。
【健康体育課、社会教育課、薬事課】
- 所管する学校において、薬物乱用防止に関するポスターの掲示、リーフレットの配布、学生便覧への掲載等による啓発活動を行う。
【大学課、私学振興課、職業能力開発課、農業ビジネス課、水産振興課、健康体育課】
- 所管する学校において、薬物乱用防止講習会、生活適応訓練、長期休暇前の生活指導等を通じて、薬物乱用の危険性や有害性の指導を行うとともに、保護者会、父母会を通じて、家庭での生活指導への協力を求める。
【大学課、職業能力開発課、水産振興課】

- 生徒指導地区研究協議会や新規採用養護教員研修会等を通じて、薬物乱用防止教育に関する情報交換を行うとともに、学校における薬物乱用防止に関する指導の要請や、「青少年のフィルタリング利用率向上」に向けた活動の推進を図る。
【私学振興課、健康体育課、社会教育課】
- 効果的な薬物乱用防止教育を推進するため、各保健所において薬物標本、啓発用パネル、啓発用DVD等を整備する。
【薬事課】

(2) 地域社会における薬物乱用防止啓発活動の推進

- 広報紙「県民だより」、ホームページ、SNS（Twitter）、動画共有サービス（YouTube）等の媒体を活用した効果的な広報活動を実施する。
【広聴広報課、薬物銃器対策課、薬事課】
- 報道機関等の協力を得て、薬物乱用の危険性や有害性を積極的に県民に情報発信する。
【薬事課】
- 所管する施設等において、薬物乱用防止に関するポスターの掲示や、リーフレットの配架を行い、施設を利用する県民への啓発活動を行う。
【労働雇用政策課、職業能力開発課】
- 青少年非行被害防止活動の一環として開催する「地域の青少年声掛け運動推進研修会」や「新任立入調査員研修会」において、市町職員に対し薬物乱用防止活動への協力を要請する。
【社会教育課】
- 静岡県青少年の非行・被害防止強調月間（7月）における市町と協働した県内一斉補導の実施や、子供・若者育成支援強化月間（11月）における県大会やキャンペーンでの薬物乱用防止に関するリーフレットの配布を行う。
【社会教育課】
- 6月及び7月を「薬物乱用防止広報強化月間」に指定し、広報啓発活動を行う。
【薬物銃器対策課】
- 麻薬・覚醒剤等の乱用による弊害を広く一般に啓発するため、麻薬・覚醒剤乱用防止運動地区大会を開催する。
【東海北陸厚生局麻薬取締部】

- 重点** ○ 薬物乱用防止活動に協力する事業所と連携し、事業者の自主的な取組により、地域・職域における薬物乱用防止意識の向上を図る。【薬事課】
- 薬物乱用防止活動で連携している企業、団体等の新入社員等を対象とした講習会を開催する。【薬事課】
- 包括連携協定を活用し、コンビニエンスストア等において、薬物乱用防止に関するポスターの掲示や、リーフレットの配架等を行う。【薬事課】
- 薬物乱用防止指導員に対する研修会を開催し、指導員による地域での啓発活動の推進を図るとともに、薬物乱用防止活動が顕著であると認められる指導員への表彰を行う。【薬事課】
- マスコットキャラクターを活用した効果的な啓発活動を実施する。【薬事課】
- 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動（6～7月）及び麻薬・覚醒剤乱用防止運動（10～11月）の実施期間において、薬物乱用防止指導員及び関係団体の協力を得て、街頭キャンペーンを中心とした啓発活動を実施する。【薬事課】
- 薬物乱用を身近な社会問題と捉え、薬物乱用を拒絶する県民意識の形成を図るため、「静岡県薬物乱用防止県民大会」を開催する。【薬事課】

(3) 大麻乱用防止のための広報及び啓発活動の推進

- SNS（Twitter）、動画共有サービス（YouTube）等のデジタル広報を活用した、大麻の危険性や有害性を訴える効果的な広報活動を実施する。
【広聴広報課、薬事課】
- 大麻乱用防止のためのリーフレット等を活用した広報啓発活動を推進する。
【労働雇用政策課、職業能力開発課、農業ビジネス課、社会教育課、少年課、薬物銃器対策課、薬事課】
- 新規** ○ 学生との協働により、大麻の危険性や有害性を若年層に分かりやすく伝えるための短編動画や講習会映像を制作し、これを活用した広報・啓発活動を実施する。
【薬事課】

新規 ○ 若者目線の柔軟な発想や感性を大麻乱用防止のための啓発活動に取り入れるため、学生との意見交換会を開催する。 **【薬事課】**

○ 若年層への薬物乱用防止教育の更なる充実を図るため、薬学講座や薬物乱用防止講習会の講師を対象に、大麻の最新情報を盛り込んだスキルアップ研修会を開催する。 **【薬事課】**

方針の柱2 取締り及び監視指導の徹底

<取組の方向>

- (1) 薬物事犯の取締りの徹底
- (2) 危険ドラッグ対策の徹底
- (3) 麻薬等取扱施設への監視指導の徹底

(1) 薬物事犯の取締りの徹底

- 重点** ○ 組織的な薬物密輸入・密売事犯、大麻事犯、指定薬物販売事犯、薬物乱用者等に対する徹底した取締りを実施する。

【薬物銃器対策課、東海北陸厚生局麻薬取締部】

- 正規流通麻薬等事犯に厳正に対応する。 【東海北陸厚生局麻薬取締部】

- 薬物犯罪を取り締まる国及び地方自治体の取締関係機関で構成される麻薬取締協議会において、関係機関と情報交換等を行う。

【東海北陸厚生局麻薬取締部】

- 繁華街や少年のい集場所などで街頭補導活動を実施し、少年の薬物乱用の早期発見に努める。 【少年課】

- 「静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例」に基づき、青少年の麻薬、覚醒剤又は大麻を使用する行為に係る場所の提供及び周旋を規制する。

【社会教育課】

- 市町と協働した青少年を取り巻く環境の実態調査及び不備店舗に対する是正活動を推進する。 【社会教育課】

- 校内、寮内等の関係箇所の巡回を行い、学生の薬物乱用の未然防止に努める。

【職業能力開発課、農業ビジネス課、水産振興課】

(2) 危険ドラッグ対策の徹底

- 静岡県薬物の濫用の防止に関する条例に基づく知事指定薬物、知事監視店の指定を的確に行う。 【薬事課】

- 危険ドラッグの疑いがあるものについて、買上検査による成分分析を実施し、必要に応じて県民への情報提供を行う。【薬事課】
- 危険ドラッグに係る各都道府県及び国との情報共有を目的として設置された危険ドラッグ調査部会において、危険ドラッグのインターネット販売サイトに関する情報を各都道府県及び国で情報共有する。【薬事課】
- 不動産業界、運輸業界及びコンビニエンスストア業界との危険ドラッグに係る協定等に基づき、販売店の排除、運搬の自粛、不審情報の提供等において連携を図る。【薬事課】

(3) 麻薬等取扱施設への監視指導の徹底

- 重点** ○ 麻薬等取扱施設に対する立入検査を実施し、麻薬等の適正な保管・管理の推進や、不正な横流しの防止のための指導・監督を行う。【東海北陸厚生局麻薬取締部、薬事課】

方針の柱3 薬物問題を抱える人への支援の徹底

<取組の方向>

- (1) 薬物依存者及びその家族への支援の充実
- (2) 相談体制の充実強化
- (3) 適切な医療保護対策の実施

(1) 薬物依存者及びその家族への支援の充実

- 民生委員・児童委員の協力の下、関係機関等と連携し、薬物依存者及びその家族の支援に努める。【地域福祉課】
- 精神保健福祉センターにおいて、薬物依存者に対し、薬物やアルコール等の「依存」について、同じような体験、悩みを持つ人が集まり、依存問題からの回復を目指すため、リカバリーミーティングを開催する。【障害福祉課】
- 病院と自助グループが連携し、退院後の薬物依存症者、入院患者、外来患者等による当事者ミーティングを実施する。【障害福祉課】
- 新規** ○ 保護観察所と連携し、保護観察所の再乱用防止プログラムに精神保健福祉センター職員を派遣し、保護観察期間終了者をリカバリーミーティングにつなげるための当事者面接を実施する。【障害福祉課】
- 刑の一部の執行猶予制度により、地域社会において保護観察を受けながら薬物依存症からの回復・更生を目指す者に対し、保護観察所を始めとする関係機関と連携し、必要な支援を行う。【障害福祉課】
- 少年院において、大麻等の危険性、有害性を啓発するため、薬物乱用防止講話を実施し、再非行防止を図る。【少年課】
- 少年事件で検挙・補導した少年には、農業体験等の立ち直り支援活動を通じての居場所づくりを推進する。【少年課】
- 新規** ○ 薬物乱用の初犯者及びその家族に対し、勾留期間を利用した再乱用防止のための資料の閲覧や配布を実施する。【薬物銃器対策課】

- 薬物事犯で保護観察の付かない執行猶予判決を受けた薬物乱用経験者及びその家族を対象に、精神保健福祉士、臨床心理士による薬物依存からの回復のためのカウンセリング、医療機関や地域社会資源への橋渡し等の支援を行う。
【東海北陸厚生局麻薬取締部】
- 薬物乱用者やその家族からの相談に対応する職員の知識や資質、地域全体の薬物乱用防止に関する認識の向上を図るため、一般公開で再乱用防止対策講習会を開催する。
【東海北陸厚生局麻薬取締部】
- 依存からの回復支援、相談業務等、薬物の需要削減対策についての連携強化を図るため、薬物中毒対策連絡会議を開催する。 【東海北陸厚生局麻薬取締部】
- 適切な薬物相談対応や回復支援を実施する等の効果的な薬物再乱用防止対策を推進するため、関係機関及び関係団体で構成する検討会を開催し、意見交換及び情報共有を図る。 【薬事課】
- 麻薬中毒者の生活環境や生活態度等の改善を促し、社会復帰を支援するための観察指導を行う。 【薬事課】

(2) 相談体制の充実強化

- 薬物乱用通報・相談窓口、精神保健福祉センター等の相談窓口を積極的に広報する。 【県民生活課、障害福祉課、東海北陸厚生局麻薬取締部、薬事課】

- 重点** ○ 依存相談、ふれあい相談室、薬物乱用通報・相談窓口等を通じて、薬物依存者やその家族への支援を行う。 【障害福祉課、薬物銃器対策課、東海北陸厚生局麻薬取締部、薬事課】

- 相談機関や専門病院等の活動内容を集めたポータルサイトを運用し、相談を必要としている者に分かりやすい情報を提供する。 【薬事課】

(3) 適切な医療保護対策の実施

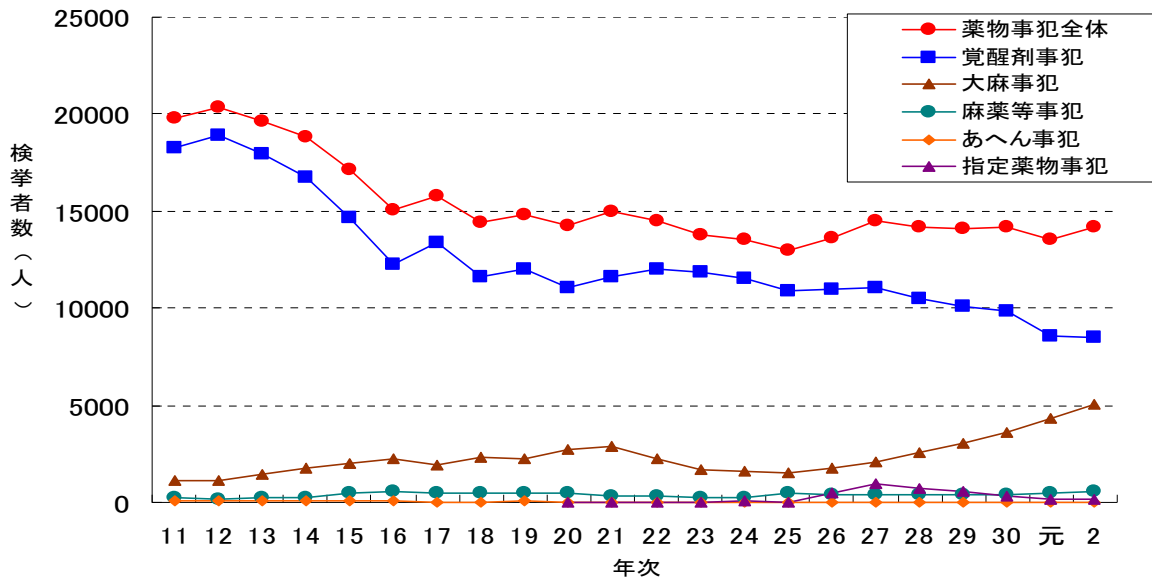
- 精神保健福祉法に基づく通報等により、関係機関が緊密な連携をとり、緊急に医療が必要な措置入院者を指定の精神科病院で保護するほか、受診指導及び助言を行う。 【障害福祉課】

Ⅳ 参 考 (薬 物 情 勢)

1 薬物乱用の状況

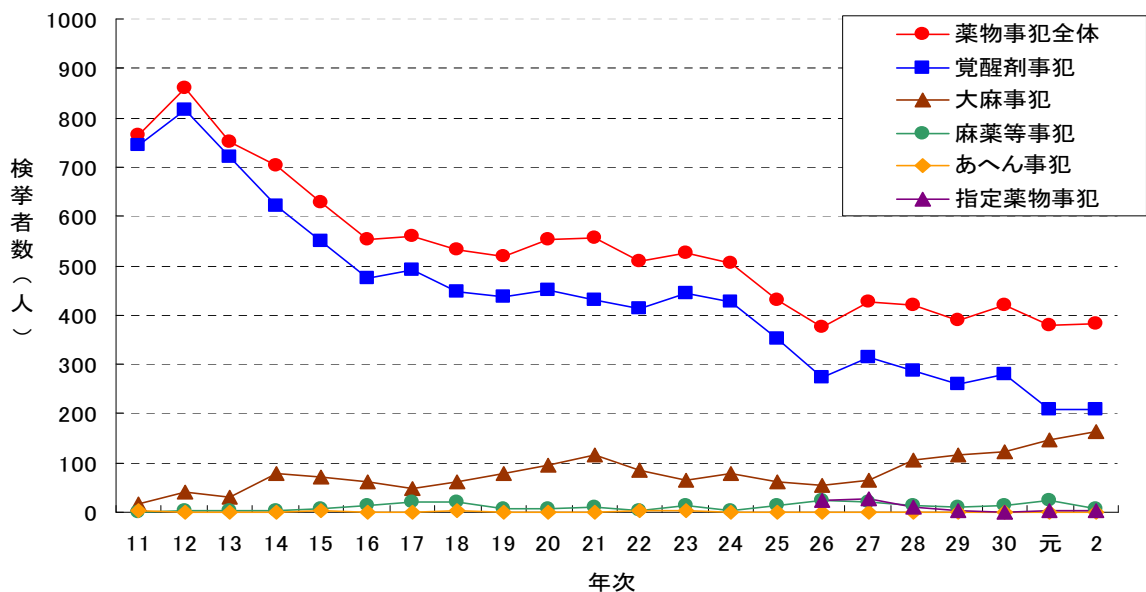
(1) 全国の状況

令和2年の薬物事犯の検挙者数は、14,079人で前年と比較して715人増加した。覚醒剤事犯の検挙者数は、8,471人で前年と比較して113人減少する一方、大麻事犯の検挙者数は、5,034人で前年と比較して713人増加した。



(2) 静岡県の状況

令和2年の薬物事犯の検挙者数は、382人で前年より2人増加した。覚醒剤事犯の検挙者数は、208人と前年より1人、大麻事犯の検挙者数は、163人と前年より16人増加した。



2 覚醒剤乱用の状況

(1) 全国の状況

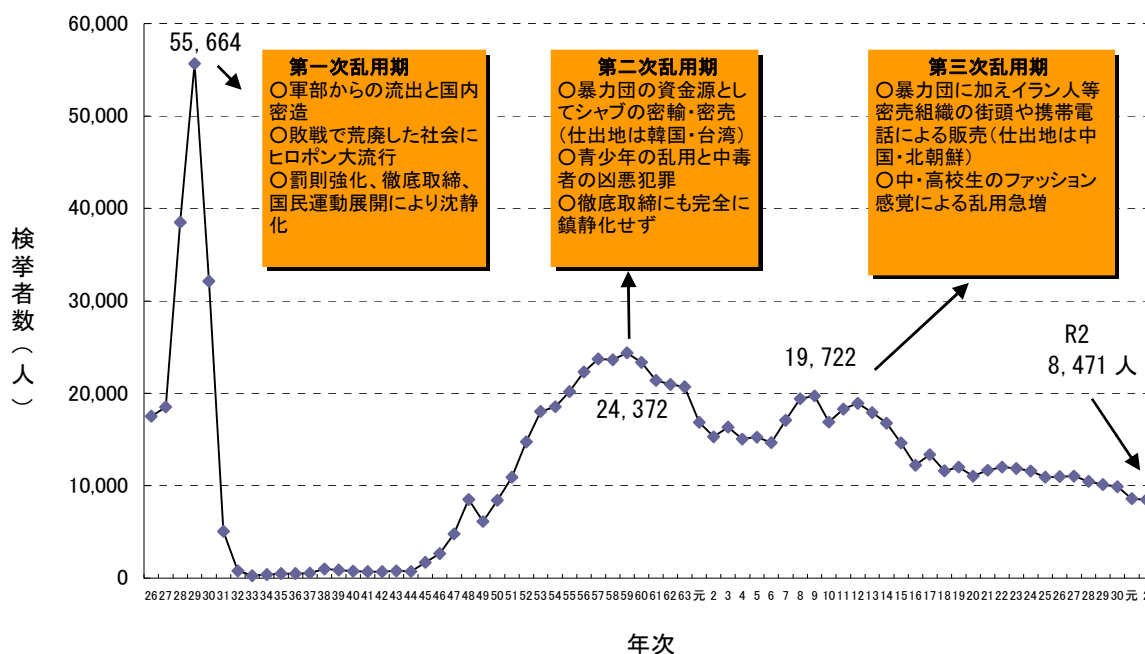
覚醒剤事犯による検挙者数は、戦後、昭和29年の55,664人をピークに減少したものの、昭和45年頃から再び増加し、昭和59年には24,372人を記録した。

平成に入り、検挙者数は1万5千～1万6千人台で推移してきたが、平成7年以降、再度増加傾向を呈し、平成9年には19,722人を記録した。

平成13年以降の検挙者数は減少傾向を示し、令和2年は8,471人であった。

【以下の図及び表は、警察庁及び静岡県警察資料から作成】

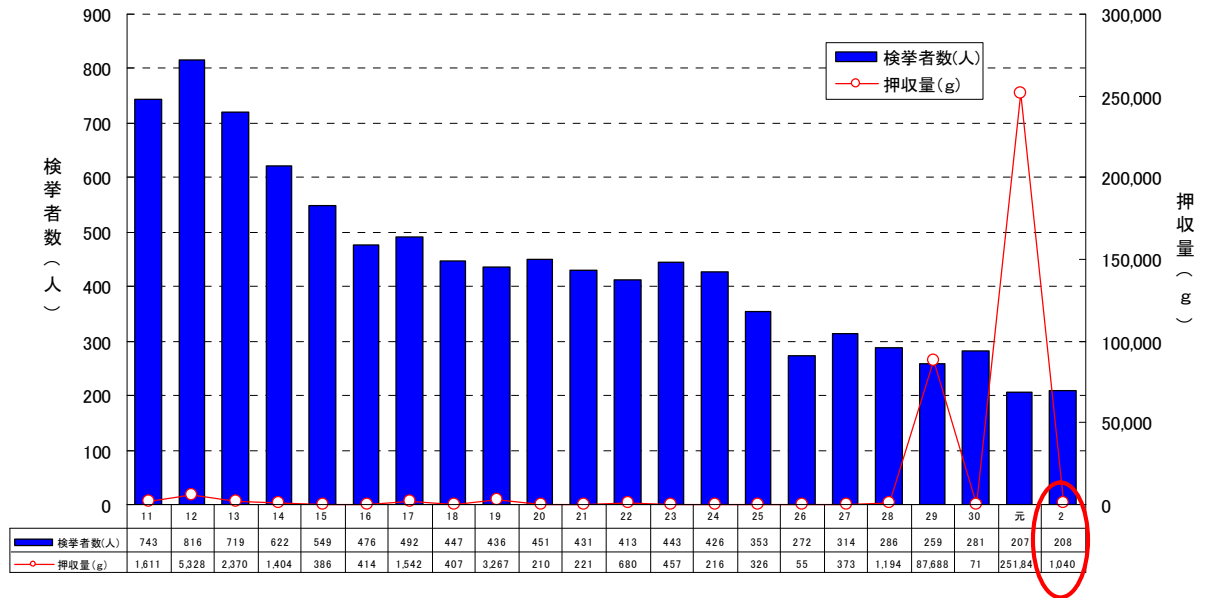
図1 覚醒剤事犯検挙者数の年次推移（全国）



(2) 静岡県の状況

令和2年の覚醒剤事犯による検挙者数は208人で、前年と比較して1人増加した。

図2 覚醒剤事犯検挙者数の年次推移（静岡県）



(3) 静岡県における少年（20歳未満の者）の検挙者の状況

少年の覚醒剤事犯による検挙者数は、平成13年から減少傾向にあったが、平成22年度以降は横ばいである。その一方で、少年の検挙率は若干の上昇傾向を示している。

図3 少年の覚醒剤事犯検挙者数の年次推移（静岡県）

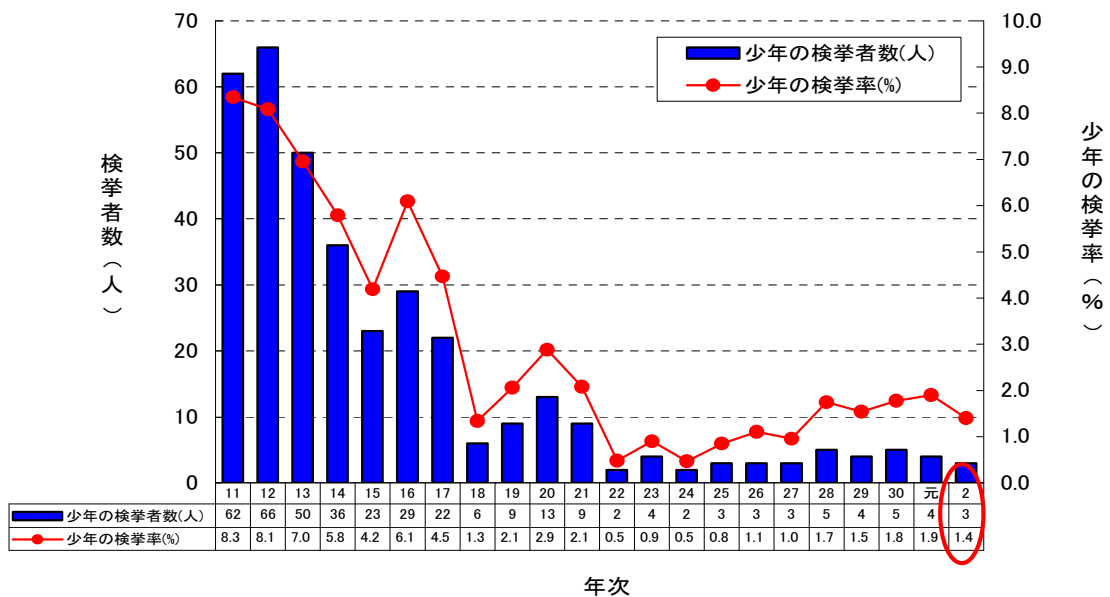


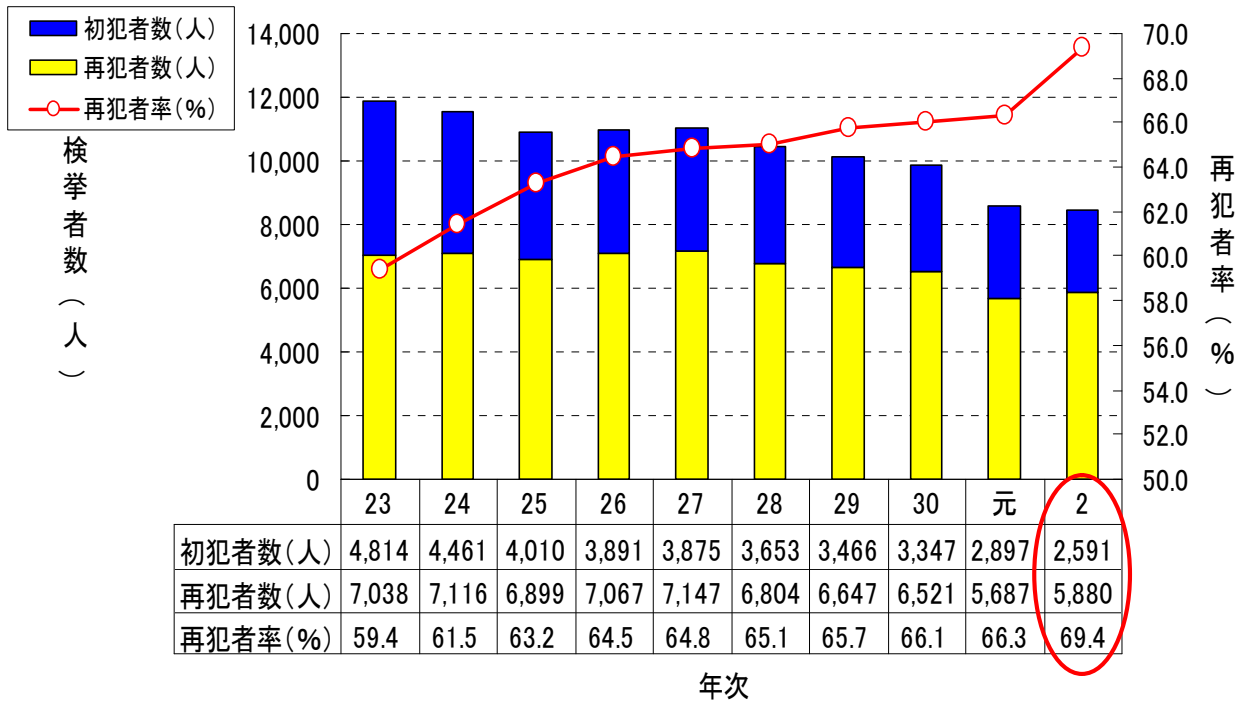
表1 全国・静岡県における過去5年間の覚醒剤事犯検挙者数等の推移

年次		28	29	30	元	2
全国	総検挙者数(人)	10,457	10,113	9,868	8,584	8,471
	少年の検挙者数(人)	136	91	96	97	96
	(%)	(1.3)	(0.9)	(1.0)	(1.1)	(1.1)
	押収量(kg)	1,495	1,118.1	1,138.6	2,293.1	437.2
静岡県	総検挙者数(人)	286	259	281	207	208
	少年の検挙者数(人)	5	4	5	4	3
	(%)	(1.7)	(1.5)	(1.8)	(1.9)	(1.4)
	押収量(g)	1,194	87,688	71.1	251,841	1040.3
検挙者数全国順位		10	10	10	10	—

(4) 全国における再犯者の状況

令和2年における覚醒剤事犯の検挙者のうち、再犯者は5,880人であり、全検挙者の69.4%を占めている。

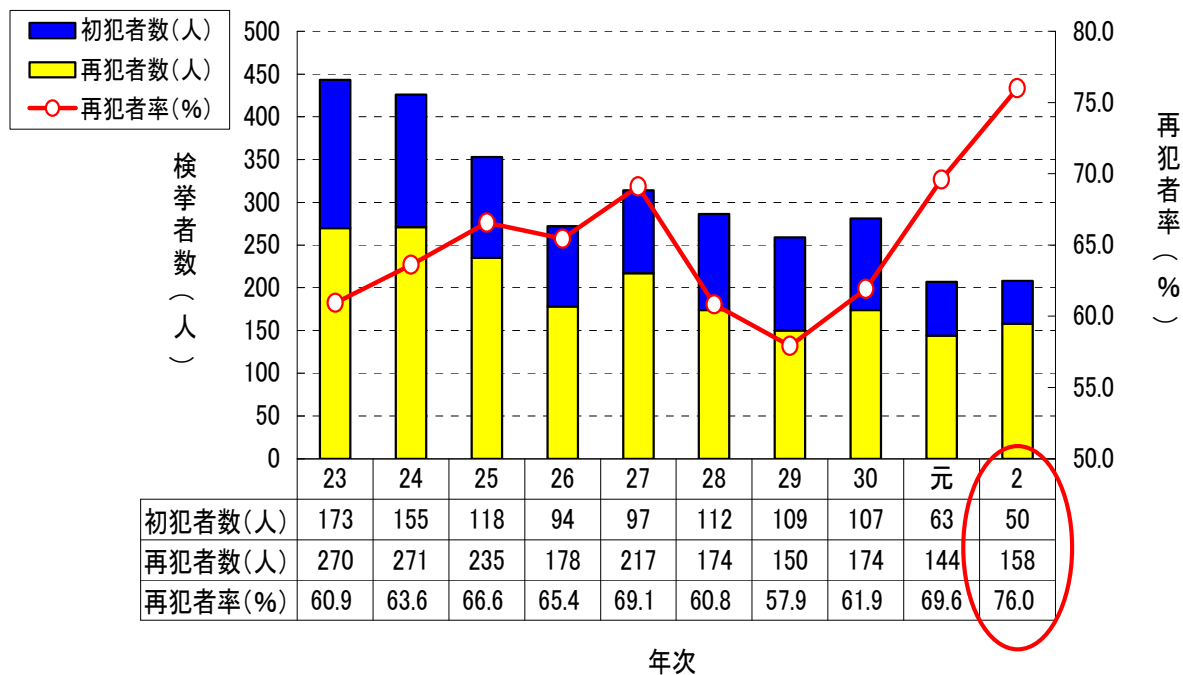
図4 覚醒剤事犯再犯者の年次推移(全国)



(5) 静岡県における再犯者の状況

令和2年の覚醒剤事犯による検挙者208人のうち、再犯者は158人であり、全検挙者の76.0%を占めている。再犯者率は平成27年以降減少傾向を示していたが、平成30年から再び上昇し、令和2年は過去10年間で最大となった。

図5 覚醒剤事犯再犯者の年次推移（静岡県）



3 大麻乱用の状況

(1) 全国の状況

令和2年の大麻事犯による検挙者は5,034人で、前年より713人増加し、4年連続で過去最多を更新した。また、初犯者率が78.9%と覚醒剤を大きく上回っている。

青少年（30歳未満の者）の検挙者数は、平成25年まで減少傾向にあったが、平成26年から増加傾向に転じ、令和2年には3,000人を超え、覚醒剤事犯の検挙者数を上回った。令和2年の青少年の検挙者率は、全体の68.1%を占めている。

図6 大麻事犯検挙者の年次推移（全国）

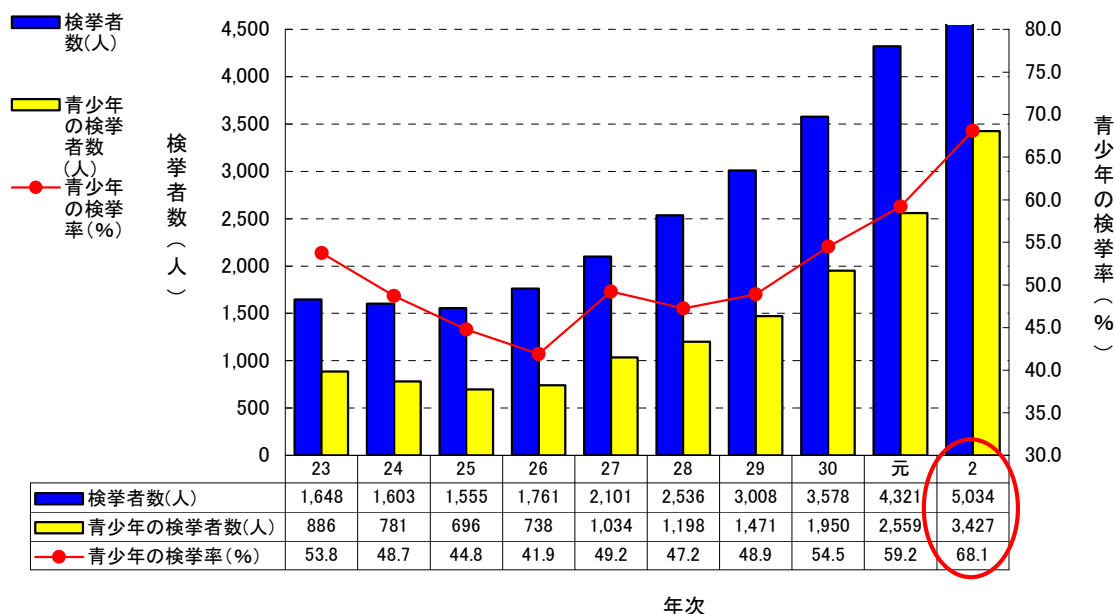


表2 大麻事犯年齢別検挙者数（全国）

年次		28	29	30	元	2
検挙者数		2,536	3,008	3,578	4,321	5,034
年齢別検挙者数 (構成比率)	20歳未満	210 (8.3%)	297 (9.9%)	429 (12.0%)	609 (14.1%)	887 (17.6%)
	20～29歳	988 (39.0%)	1,174 (39.0%)	1,521 (42.5%)	1,950 (45.1%)	2,540 (50.5%)
	30～39歳	899 (35.4%)	1,038 (34.5%)	1,101 (30.8%)	1,068 (24.7%)	1,015 (20.2%)
	40～49歳	326 (12.9%)	347 (11.5%)	370 (10.3%)	502 (11.6%)	459 (9.1%)
	50歳以上	113 (4.5%)	152 (5.1%)	157 (4.4%)	192 (4.4%)	133 (2.6%)
うち初犯者数 (構成比率)		1,962 (77.4%)	2,294 (76.3%)	2,741 (76.6%)	3,355 (77.6%)	3,974 (78.9%)

(2) 静岡県の状況

令和2年の大麻事犯による検挙者数は163人で、前年よりも16人増加し、過去最多となった。

検挙者数に青少年が占める割合は覚醒剤と比較すると67.5%と高かった。また、初犯者率についても82.8%と高かった。

図7 大麻事犯検挙者の推移(静岡県)

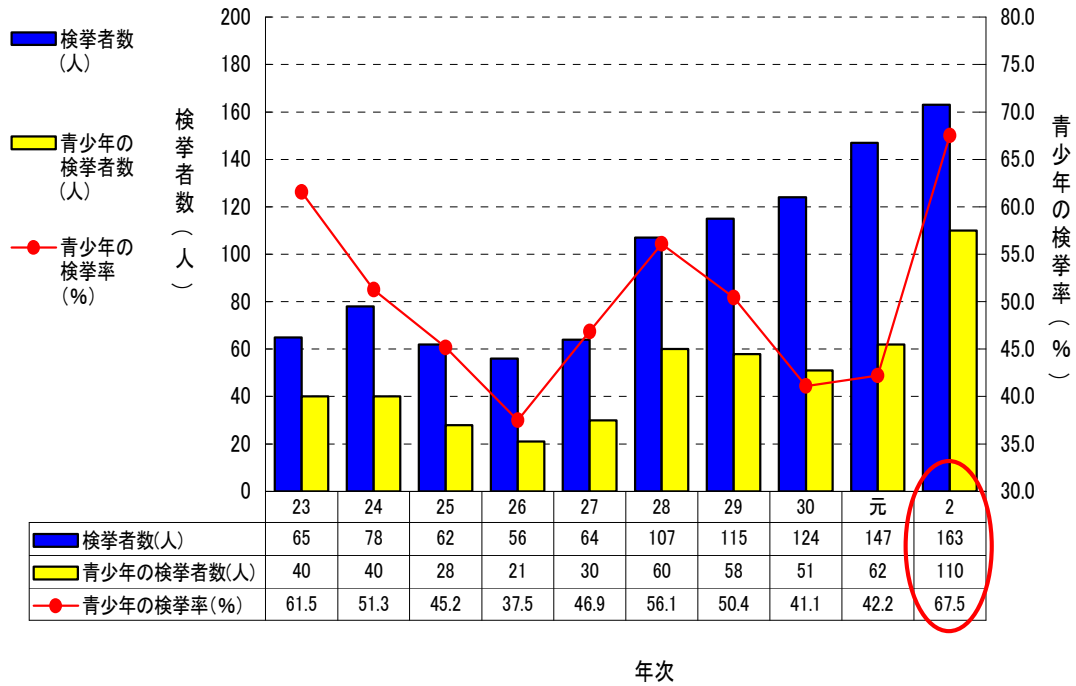


表3 大麻事犯年齢別検挙者数(静岡県) (人)

年次		28	29	30	元	2
検挙者数		107	115	124	147	163
年齢別検挙者数 (構成比率)	20歳未満	4 (3.7%)	14 (12.2%)	7 (5.6%)	12 (8.2%)	25 (15.3%)
	20~29歳	56 (52.3%)	44 (38.2%)	44 (35.5%)	50 (34.0%)	85 (52.1%)
	30~39歳	26 (24.3%)	36 (31.3%)	42 (33.9%)	46 (31.3%)	34 (20.9%)
	40~49歳	15 (14.0%)	13 (11.3%)	21 (16.9%)	25 (17.0%)	15 (9.2%)
	50歳以上	6 (5.6%)	8 (7.0%)	10 (8.1%)	14 (9.5%)	4 (2.5%)
うち初犯者数 (構成比率)		89 (83.2%)	102 (88.7%)	103 (83.1%)	112 (76.2%)	135 (82.8%)

4 危険ドラッグ乱用の状況

(1) 全国の状況

取締りの強化により街頭の危険ドラッグ販売店は、平成 26 年 3 月末の 252 店から平成 27 年 3 月末には 16 店、平成 27 年 7 月までに全て廃止となった。一方、販売の手口がインターネットやデリバリーへ移行し、販売や入手経路の把握は困難となっており、令和 2 年は 150 人が検挙された。

健康被害の状況としては、平成 26 年中に危険ドラッグを使用したとみられる死亡例が 112 人発生していたが、令和 2 年は 0 人と大幅に減少した。

表 4 全国における危険ドラッグ関連の検挙者数 (人)

年次	28	29	30	元	2
医薬品医療機器等法違反(指定薬物)	758	578	346	165	131
麻薬及び向精神薬取締法違反	126	56	48	17	19
交通関係法令違反	7	1	1	0	0
その他法令違反	29	16	1	0	0
合計	920	651	396	182	150

(2) 静岡県の状況

平成 26 年 3 月末に 6 店あった街頭の危険ドラッグ販売店は、平成 26 年 11 月末までに全て廃止となった。平成 27 年には、浜松市内でのデリバリー販売において販売業者、購入者あわせて 4 人が逮捕されるなどを含め、68 人が検挙されたが、平成 28 年以降、10 人程度で推移し、令和 2 年は 3 人であった。

また、危険ドラッグが原因とみられる救急搬送者数は、平成 29 年以降、0 人が続いている。

表 5 県内での危険ドラッグ関連の検挙者数 (人)

年次	28	29	30	元	2
医薬品医療機器等法違反(指定薬物)	10	5	1	2	3
麻薬及び向精神薬取締法違反	2	5	3	9	0
交通関係法令違反	0	0	0	0	0
その他法令違反	0	0	0	0	0
合計	12	10	4	11	3

表 6 県内での危険ドラッグが原因とみられる救急搬送者及び死者数 (人)

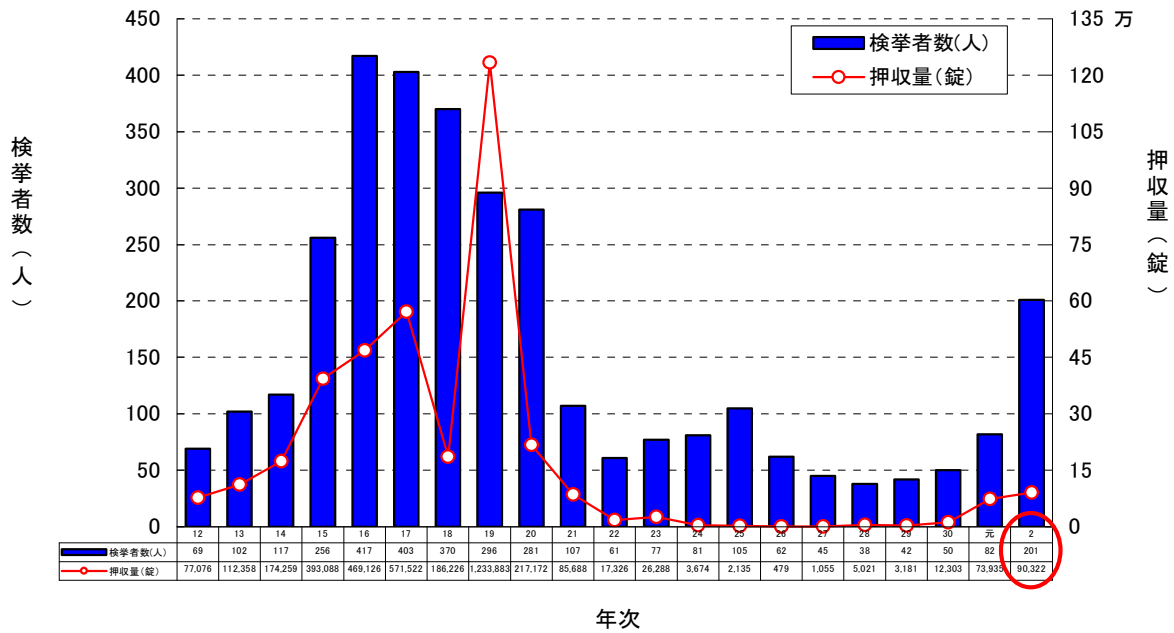
年次	28	29	30	元	2
救急搬送者数	1	0	0	0	0
死者数	0	0	0	0	0

5 MDMA※¹等錠剤型合成麻薬乱用の状況

(1) 全国の状況

令和2年のMDMA等錠剤型合成麻薬による検挙者数は201人、押収量は90,322錠と前年と比較して増加した。

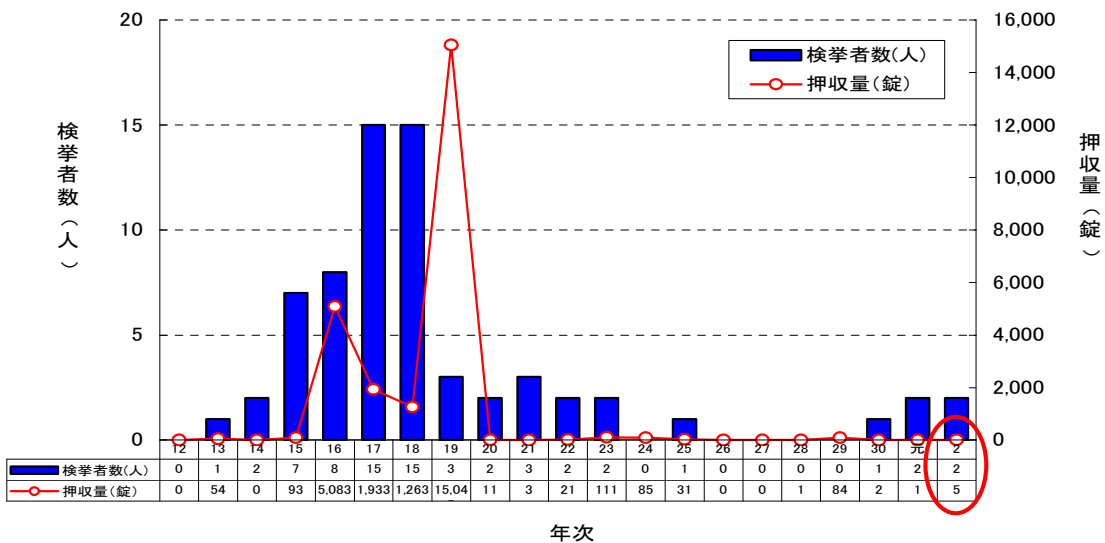
図8 MDMA等錠剤型合成麻薬事犯検挙者の推移（全国）



(2) 静岡県の場合

MDMA等錠剤型合成麻薬による検挙者は、平成19年から減少傾向を示しており、令和2年は2人、押収量は5錠であり、近年は横ばいで推移している。

図9 MDMA等錠剤型合成麻薬事犯検挙者の推移（静岡県）



※ 1…MDMA：メチレンジオキシメタンフェタミン

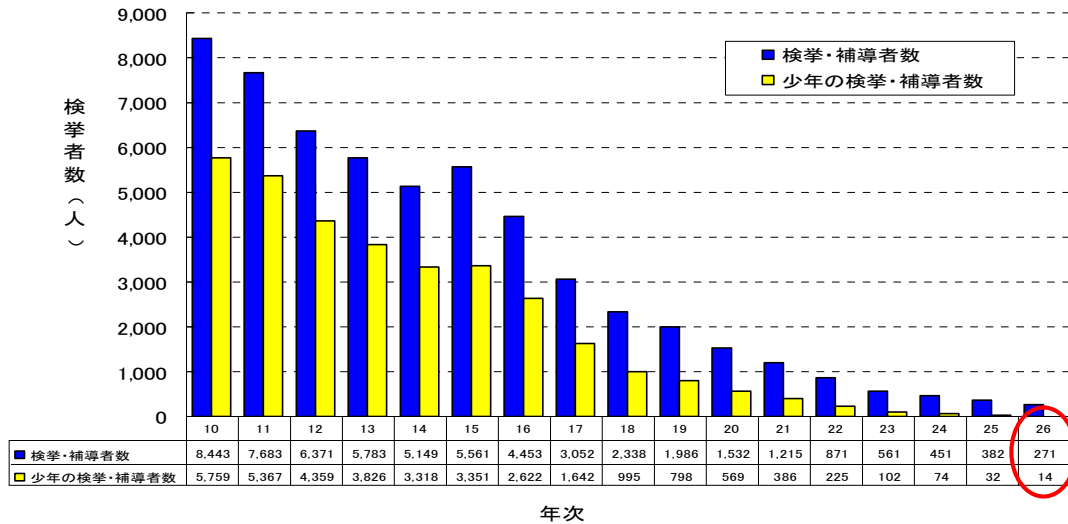
6 シンナー等有機溶剤乱用の状況

(1) 全国の状況

シンナー等有機溶剤事犯による検挙・補導者数は減少傾向にあり、平成 26 年は 271 人であった。少年についても同様の傾向で、平成 26 年は 14 人であった。

*平成 27 年以降、警察庁統計データなし

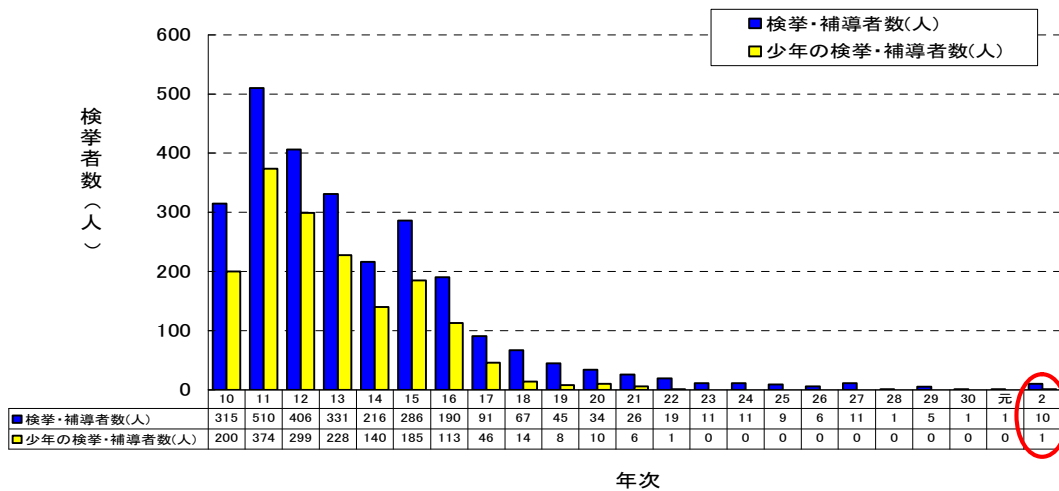
図 10 シンナー等有機溶剤事犯検挙・補導者数の推移（全国）



(2) 静岡県の状況

シンナー等有機溶剤事犯による検挙・補導者数は、平成 11 年に一旦増加したが、その後は減少傾向にある。令和 2 年の検挙・補導者数は 10 人で、そのうち少年の検挙・補導者は 1 人であった。

図 11 シンナー等有機溶剤事犯検挙・補導者数の推移（静岡県）



7 静岡県における薬物相談の状況

近年では携帯電話やインターネットの普及により薬物を入手しやすい環境が形成されている。また、覚醒剤、大麻、麻薬以外にも危険ドラッグや市販薬、医療用の向精神薬など、乱用される薬物が多様化しており、各保健所での薬物相談窓口や精神保健福祉センターでの依存相談には、様々な相談が寄せられている。

(1) 薬物相談状況

平成26年12月19日には、薬事課に危険ドラッグに関する通報や相談を受ける専用窓口の「危険ドラッグ通報・相談窓口」を設置した。

平成30年4月1日からは昨今の薬物情勢を踏まえ、「薬物乱用通報・相談窓口」に名称を変更した。

(2) 相談の傾向

- ・精神保健福祉センターでの依存相談が全体の大部分を占め、来所による家族からの相談が中心である。
- ・身近な人物の薬物使用の疑いについて、使用の有無の確認方法の相談や、どのように対応すればよいのかといった家族の支援方法についての相談が多い。
- ・専門の医療機関やダルク^{*1}、家族会等の支援施設の紹介を希望する相談が多い。

表7 相談件数

年 度	28	29	30	元	2
保健所及び薬事課	0	3	3	1	4
精神保健福祉センター	40	21	36	103	53
薬物乱用通報・相談窓口	10	11	12	9	12
合 計	50	35	51	113	69

*1…ダルク：薬物依存者自身で構成されるグループ。

Drug Addiction Rehabilitation Center の略（DARC）で、自らの経験等を話し、仲間と共有することにより、薬物乱用、依存からの回復を図る。

(3) 薬物相談に応じている主な機関の窓口

公 共 の 相 談 窓 口		電 話
県警ふれあい相談室	静岡県警察本部	054-254-9110
県警少年サポートセンター		0120-783-410
薬物乱用通報・相談窓口	静岡県健康福祉部薬事課内	054-221-3317
薬物相談窓口	静岡県賀茂保健所	0558-24-2057
	静岡県熱海保健所	0557-82-9111
	静岡県東部保健所	055-920-2107
	同 修善寺支所	0558-72-2310
	静岡県御殿場保健所	0550-82-1223
	静岡県富士保健所	0545-65-2153
	静岡県中部保健所	054-644-9289
	同 榛原分庁舎	0548-22-1151
	静岡県西部保健所	0538-37-2247
	同 掛川支所	0537-22-3262
	同 浜名分庁舎	053-594-3661
	静岡市保健所	054-249-3158
	同 清水支所	054-354-2214
	浜松市保健所	053-453-6135
	同 浜北支所	053-585-1172
	静岡県健康福祉部薬事課	054-221-2413
依存相談	静岡県精神保健福祉センター	054-286-9245 (予約)
麻薬覚醒剤等薬物相談電話	東海北陸厚生局麻薬取締部	052-961-7000
再乱用支援相談電話		052-951-6920

●最寄りの警察署又は静岡県薬物乱用防止指導員も相談に応じています。

V 資 料

第五次薬物乱用防止五か年戦略の概要	26
「第五次薬物乱用防止五か年戦略」 フォローアップの概要	27
使用形態が変化した薬物等	29
静岡県薬物乱用対策推進本部設置要綱	30
静岡県薬物乱用対策推進本部体系図	34

「第五次薬物乱用防止五か年戦略」(概要)

※平成30年8月薬物乱用対策推進会議決定

戦略策定に向けた3つの視点

- ・国際化を見据えた水際を中心とした薬物対策
- ・未規制物質・使用形態の変化した薬物への対応
- ・関係機関との連携を通じた乱用防止対策

5つの目標

目標1 青少年を中心とした広報・啓発を通じた国民全体の規範意識の向上による薬物乱用未然防止

< 学校における薬物乱用防止教育 >

- 関係機関が連携した薬物乱用防止教室の充実
- 指導者に対する研修会等による資質向上

< 関係機関等との連携、海外渡航者への広報 >

- 関係機関・団体と連携した広報・啓発活動
- 大麻を原材料とする食品の持ち帰りの注意喚起

< 広報・啓発の強化 >

- 科学的知見を広報・啓発資材へ反映
- 危険性等を強く印象付けられる画像等の利用

目標2 薬物乱用者に対する適切な治療と効果的な社会復帰支援による再乱用防止

< 医療提供体制の強化 >

- 認知行動療法等の専門医療機関の充実
- 薬物依存症治療の従事者への研修

< 社会復帰のための指導・支援 >

- 刑事司法関係機関等による指導・支援の推進
- 依存症相談員を配置した相談拠点の設置

< 研究の推進 >

- 薬物乱用実態の研究の推進
- 治療回復プログラム等の効果検証

目標3 薬物密売組織の壊滅、末端乱用者に対する取締りの徹底及び多様化する取締りによる薬物等に対する迅速な対応による薬物の流通阻止

< 捜査基盤の整備と連携強化 >

- 薬物専門の捜査・情報分析・鑑定等体制強化
- 合同捜査・共同摘発の推進

< 巧妙化潜在化する密売事犯等への対応 >

- サイバーパトロール等による情報収集強化
- 向精神薬悪用事例等への対応

< 未規制物質等の情報収集と迅速な規制 >

- 高度な鑑定、毒性評価、鑑定手法の研究・導入
- 関係機関間での迅速な情報共有

目標4 水際対策の徹底による薬物の密輸入阻止

< 密輸等の情報収集・取締体制の強化 >

- 国内外関係機関と連携した早期の情報入手
- 取締りに必要な資機材の整備

< 水際と国内の関係機関が連携した取締の徹底 >

- コントロールド・デリバリー捜査の活用
- 合同捜査・共同摘発の推進

< 訪日外国人に対する広報啓発 >

- 多言語での発信による広報・啓発強化
- 国際会議・在外機関等を通じた広報・啓発

目標5 国際社会の一員としての国際連携・協力を通じた薬物乱用防止

< 各国・地域の薬物乱用実態等の把握 >

- インターネット対策等捜査手法に係る情報収集
- 国際機関を通じた乱用薬物の情報収集

< 国際的な取締体制の構築 >

- 国際捜査共助・逃亡犯罪人引渡等の活用
- 職員の派遣等を通じた協力体制の構築

< 国際会議・国際枠組への積極的な参画 >

- アジア地域での薬物対策の協議及び知見の共有
- 国連麻薬委員会等への参加を通じた諸外国との連携

※項目は主なものを記載

「第五次薬物乱用防止五か年戦略」フォローアップの概要

令和2年7月10日
薬物乱用対策推進会議

〔平成31・令和元年の薬物情勢〕

- 薬物事犯の検挙人員は、13,860人（-462人/-3.2%）と2年ぶりに減少した。うち、覚醒剤事犯の検挙人員は、8,730人（-1,300人/-13.0%）と昭和50年以来44年ぶりに1万人を下回った。一方、大麻事犯の検挙人員は、4,570人（+808人/21.5%）と6年連続で増加し、過去最多を更新した。
- 覚醒剤の押収量は、2,649.7kg（+1,443kg/+119.6%）と初めて2トンを超え、コカインの押収量は、639.9kg（+482.5kg/+306.5%）と前年より大幅に増加し、いずれも過去最多を更新した。乾燥大麻の押収量は、430.1kg（+92.8kg/+27.5%）と4年連続で増加し、MDMA等錠剤型合成麻薬の押収量も、73,915錠（+61,608錠/+500.6%）と前年より大幅に増加した。
- 薬物密輸入事犯の検挙件数は、564件（+181件/+47.3%）と最多であった前年を上回り過去最多を更新し、検挙人員は595人（+221人/+59.1%）と前年より大幅に増加して過去最多を更新した。
- 30歳未満の検挙人員は、覚醒剤事犯は前年より減少したが、大麻事犯は6年連続で増加して過去最多を更新し、大麻事犯全体の検挙人員の57.4%（+4.1P）であった。
- 覚醒剤事犯の再犯者率は、66.0%（+0.1P）と13年連続増加し、過去最高を更新した。
- 危険ドラッグ事犯の検挙人員は、200人（-233人/-53.8%）と前年より大幅に減少した。

目標1 青少年を中心とした広報・啓発を通じた国民全体の規範意識の向上による薬物乱用未然防止

- 薬物の専門知識を有する各関係機関の職員等が連携し、学校等において薬物乱用防止教室を実施したほか、各種啓発資料の作成、配付、ウェブサイトへの掲載等を行った。〔文科・警察・財務・法務・厚労〕
- 新入社員等を対象とした薬物乱用防止講習や、児童・保護者等を対象とした出前講座の実施、有職・無職少年を対象とした薬物乱用防止読本の作成・配布、政府広報としてインターネットテレビやラジオ等による情報発信等、若年層に焦点を当てた広報啓発活動を実施した。〔内閣府・警察・総務・文科・厚労〕
- 各種運動、有識者による講演会、街頭キャンペーン等、地域住民を対象とした広報啓発活動を実施するとともに、ウェブサイトやリーフレット等の啓発資材に相談窓口を掲載し、広く周知した。〔内閣府・警察・消費者・法務・財務・文科・厚労〕
- 海外渡航者が安易に大麻に手を出さないよう、法規制や有害性を訴えるポスターを関係省庁の連名で作成し、ウェブサイトやSNS等で注意喚起を実施した。〔警察・外務・財務・厚労〕

目標2 薬物乱用者に対する適切な治療と効果的な社会復帰支援による再乱用防止

- 「依存症対策総合支援事業」により薬物依存症治療を実施する医療機関の整備を図るとともに、「依存症対策全国拠点機関設置運営事業」により医療従事者の依存症治療に対する専門的な能力の向上と人材養成を実施した。〔厚労〕
- 薬物事犯により検挙され、保護観察が付かない執行猶予判決を受けた者等に対して、再乱用防止プログラム、相談窓口の周知等を実施した。〔厚労・警察〕
- 矯正施設、保護観察所及び更生保護施設において、研修等の実施により職員の専門性向上を図るとともに、関係機関と連携して薬物依存症者に対する適切な薬物処遇と効果的な社会復帰支援を実施した。〔法務〕
- 保健所、精神保健福祉センター、民間支援団体等と連携して、薬物依存症者やその家族に対する治療・回復支援を実施した。〔法務・厚労〕

目標3 薬物密売組織の壊滅、末端乱用者に対する取締りの徹底及び多様化する乱用薬物等に対する迅速な対応による薬物の流通阻止

- 関係機関による合同捜査・共同摘発の推進、暴力団等薬物密売組織の中核に位置する者に焦点を当てた取締りを推進し、平成31・令和元年中、首領・幹部を含む暴力団構成員等4,638人を検挙した。〔警察・財務・厚労・海保〕
- 平成31・令和元年中、麻薬特例法第11条等に基づく薬物犯罪収益等の没収規定を41人に、同法第13条に基づく薬物犯罪収益等の追徴規定を225人にそれぞれ適用し、没収・追徴額の合計は約5億2,393万円に上った。〔法務〕
- 乱用薬物鑑定の高効率化を図り、未規制物質や新たな形態の規制薬物の鑑定に対応するため、資機材の整備を実施するとともに、薬物分析手法にかかる研究・開発を推進し、会議等を通じ関係省庁間で情報共有を実施した。〔警察・財務・厚労・海保〕

目標4 水際対策の徹底による薬物の密輸入阻止

- 関係機関間において緊密な連携を取り、捜査手法を共有した結果、統一的な戦略の下に効果的、効率的な取締りが実施され、平成31・令和元年中、水際において、約3,318キログラムの不正薬物の密輸入を阻止した。〔警察・財務・厚労・海保〕
- 麻薬等原料物質に係る輸出入の動向等について、国連麻薬統制委員会（INCB）と情報交換を行うとともに、麻薬等原料物質取扱業者に対し、関係機関と連携して、管理及び流通状況等にかかる合同立入検査等を実施した。〔厚労・経産・海保〕
- 訪日外国人の規制薬物持ち込み防止のため、関係省庁のウェブサイト等での注意喚起に加え、民間団体等に対して広報協力の働きかけを行うとともに、国際会議や在外関係機関を通じて広報・啓発を実施した。〔警察・財務・厚労・海保〕

目標5 国際社会の一員としての国際連携・協力を通じた薬物乱用防止

- 国際捜査共助等を活用し、国際的な共同オペレーションを進めた結果、薬物密輸入事案を摘発した。〔警察、財務、厚労、海保〕
- 第63会期国連麻薬委員会（CND）、アジア・太平洋薬物取締会議（ADEC）、第43会期アジア太平洋薬物取締機関長会議（HONLEA）、第29回国際協力薬物情報担当者会議（ADLOMICO）等の国際会議やその他専門家会合等に参加し、各国における薬物取締状況や薬物の密輸動向及び取締対策等に関する情報を入手するとともに、国際機関や諸外国関係者等と積極的な意見交換を行い、我が国の取組や考え方への理解の獲得に努めた。〔警察・外務・財務・厚労・海保〕

【当面の主な課題】

平成31年・令和元年の我が国の薬物情勢が密輸入事犯の検挙件数や水際での薬物押収量が過去最多となったことに加え、来年は、本年から延期された東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に伴い訪日外国人数の増加が見込まれることから、旅客に紛れた密輸入事犯が更に増加することが懸念される。こうした情勢を踏まえ、国内外の関係機関が連携を強化し、海外の密輸組織・密売組織と、国内の暴力団等犯罪組織との結節点の解明に努めるとともに、コントロールド・デリバリー捜査を積極的に活用するなど、徹底した水際対策を実施する必要がある。

また、昨今、若年層における大麻の乱用が拡大を続けていることに加え、大麻濃縮物や大麻を含有する食品等が摘発されるなど、乱用される大麻の形態が多様化が認められる。このため、大麻事犯の取締りの一層の強化はもとより、若年層や海外渡航者等の特定の対象者や対象薬物に焦点を当て、薬物の危険性・有害性に関する正しい知識の普及に努めるなど、広報・啓発活動をより効果的に実施する必要がある。

さらに、覚醒剤事犯の検挙人員は44年ぶりに1万人を切ったものの、覚醒剤事犯の再犯者率は13年前から現在まで上昇し続け、13年前より11.7ポイント高い66%となっている。このような現状を踏まえ、薬物の再乱用防止を徹底するため、薬物乱用者に対する適切な治療と再乱用防止プログラムをより定着させるなど効果的な社会復帰支援をこれまで以上に強化する必要がある。

使用形態が変化した薬物等

いわゆる濃縮大麻（大麻ワックス・大麻リキッドなどと呼ばれるもの）



麻薬取締部にて撮影

t-BOCメタンフェタミン

（覚醒剤と構造が類似、簡単に覚醒剤が製造可能）



隠匿されていたボトル

H29.12.29 指定薬物に指定

麻薬取締部にて撮影

麻薬フェンタニル類似物質

カルフェンタニル

（海外で大型動物の麻酔薬等として利用）



2 milligrams of powder next to a penny.

- ・フェンタニルの約100倍
- ・モルヒネの約1万倍

の薬理作用

人間の致死量は約2mg

H28.12.21 指定薬物に指定

H30. 7.20 麻薬指定

DEA(米国司法省麻薬取締局)ホームページ

(https://www.dea.gov/divisions/hq/2016/hq092216_attach.pdf)より抜粋

静岡県薬物乱用対策推進本部設置要綱

(設置目的)

第1条 覚醒剤、大麻、危険ドラッグ、麻薬、シンナー等薬物の乱用防止対策に関し、総合的かつ効果的な対策を推進するため、静岡県薬物乱用対策推進本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 本部は、前条の目的を達成するために、次の事項について審議し推進を図るものとする。

- (1) 薬物乱用対策推進方針の策定に関すること。
- (2) 薬物乱用防止対策についての情報共有、相互連絡調整に関すること。
- (3) 薬物乱用防止についての啓発活動の推進に関すること。
- (4) 薬物事犯の取締りの強化に関すること。
- (5) 取扱い業者に対する監視指導に関すること。
- (6) 乱用者、中毒者の治療更生に関すること。
- (7) その他薬物乱用防止対策に関し必要なこと。

(組織)

第3条 本部の組織は次のとおりとする。

- (1) 本部長 1人
- (2) 副本部長 1人
- (3) 本部員 若干名

2 本部長は副知事をもってあて、本部の業務を統括し本部を代表する。

3 副本部長は健康福祉部長をもってあて、本部長を補佐し本部長に事故あるとき、または欠けたときはその職務を代行する。

4 本部長、副本部長に事故あるときは、あらかじめ本部長の指名した本部員がその職務を代行する。

5 本部員は、別表（1）に掲げる者をあてる。

(幹事)

第4条 本部に幹事若干名を置く。

2 幹事は別表（2）の右欄に掲げる者をあてる。

(会議)

第5条 会議は、本部員会及び幹事会とする。

2 本部員会及び幹事会は必要のつど本部長が招集し開催する。

3 本部員会の議長は、本部長とする。

4 会議の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

(庶務)

第6条 本部の庶務は、静岡県健康福祉部生活衛生局薬事課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営等に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成10年7月22日から施行する。
- 2 静岡県シンナー等乱用対策推進本部設置要綱は、廃止する。
- 3 静岡県覚醒剤乱用防止対策推進本部設置要綱は、廃止する。

附 則

- この要綱は、平成11年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成12年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成14年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成15年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成16年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成17年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成22年5月21日から施行する。
- この要綱は、平成22年12月28日から施行する。
- この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成25年5月24日から施行する。
- この要綱は、平成26年6月6日から施行する。
- この要綱は、平成27年5月27日から施行する。
- この要綱は、平成28年5月27日から施行する。
- この要綱は、平成29年5月26日から施行する。
- この要綱は、令和元年5月24日から施行する。
- この要綱は、令和2年6月10日から施行する。

静岡県薬物乱用対策推進本部員

職 名
知 事 戦 略 局 長
く ら し ・ 環 境 部 長
ス ポ ー ツ ・ 文 化 観 光 部 長
経 済 産 業 部 長
教 育 監
警 察 本 部 刑 事 部 長
厚生労働省東海北陸厚生局麻薬取締部長

静岡県薬物乱用対策推進本部幹事

所 属	職 名
知 事 戦 略 局	広聴広報課長
くらし・環境部	県民生活局県民生活課長
スポーツ・文化観光部	総合教育局大学課長
	総合教育局私学振興課長
健 康 福 祉 部	福祉長寿局地域福祉課長
	障害者支援局障害福祉課長
	生活衛生局薬事課長
経 済 産 業 部	就業支援局労働雇用政策課長
	就業支援局職業能力開発課長
	農業局農業ビジネス課長
	水産・海洋局水産振興課長
教 育 委 員 会	健康体育課長
	社会教育課長
警 察 本 部	生活安全部少年課長
	刑事部組織犯罪対策局薬物銃器対策課長
厚生労働省 東海北陸厚生局 麻薬取締部	捜査第二課長

静岡県薬物乱用対策推進本部体系図

